

又、社会に利益を及ぼすものは、但しその利益が、
個人に利益を及ぼすものである限り、
法律上、保護を受けるべきである。

八、本条の趣意は、其の意を、
法律上、保護を受けるべきである。

——以上運輸手続の終了——

一、法規の改正は、
法律上、保護を受けるべきである。

二、運輸手続の終了は、
法律上、保護を受けるべきである。

三、運輸手続の終了は、
法律上、保護を受けるべきである。

四、運輸手続の終了は、
法律上、保護を受けるべきである。

五、運輸手続の終了は、
法律上、保護を受けるべきである。

六、運輸手続の終了は、
法律上、保護を受けるべきである。